令和８年度水産業復興販売加速化支援事業のうち
水産加工品新開発マッチング事業

公　募　要　領

株式会社パソナ農援隊

第1 総則

令和８年度水産業復興販売加速化支援事業のうち水産加工品新開発マッチング事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領（以下「公募要領」という。）に定めるものとします。

第2 趣旨

東日本大震災被災地水産業が本格的な復興を果たすことを目的として、被災地水産加工品の特色を活かしながら付加価値を付けて販売するために、新たな販路先となる百貨店や高級スーパー、ECサイト運営会社等と連携し、水産加工品の新商品の開発や既存商品の改良を行い、開発した新商品等をECサイトや店舗等で販売する取組を支援します。

第3 事業内容

本事業では、百貨店や高級スーパー、ECサイト等とのマッチングを目指すため、新たな商品開発や既存商品の改良に取組む水産加工事業者を募集し、その商品開発及び改良にかかる経費の一部を補助します。

第4 水産加工品新開発マッチング事業実施主体の要件

支援対象となる水産加工業者等（以下「事業実施主体」という。）は、以下の(1)～(4)までの要件を必ず満たすものとし、応募される団体におかれては十分にご確認ください。

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県のいずれかに水産加工施設が所在していること。
(2) 百貨店や高級スーパー、ECサイト運営事業者等とのマッチング支援または販売に参加すること。
(3) 機械設置を行う場合は、東日本大震災以降に設立された加工会社又は東日本大震災時よりも売上が回復した加工会社であること。
(4) 別記様式第１号のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを提出すること
なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。
(5) 過去１年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事又は行政処分を受けていない経営体であること。

第5 水産加工品新開発マッチング事業の取組の要件

支援の対象となる新商品開発等の取組は、次の(1)から(5)までの要件を全て満たすものとします。

(1) 取組計画において、計画年度内に商品開発又は改良から実証販売までを実行できる見込みがあること。
(2) 販売実績のある既存商品の改良又は新商品の開発を行う取組であること。
(3) 主に国内で漁獲された原料を用いていること。
(4) 取組計画の実施により、売上向上が見込まれること。
(5) 取組計画の効果が被災地の水産加工業の復興に資すると認められるものであること。

第6 補助対象経費の範囲

対象となる経費（ 以下「補助対象経費」という。）は、本新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に必要な範囲内で、別表１に記載する経費であって、証拠書類により本事業の対象として明確に区分できるものに限ります。尚、補助率は2/3以内とし、補助金額の上限は１

事業実施主体あたり400万円とします。

2　販売を目的とする製品・商品等の原料となる水産物の購入費は含まれないものとし、試作品等に係る原材料・副資材に関しては、支出した事実が証拠書類（見積･納品･請求書等）によって確認できる経費に限り、補助対象とします。尚、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け　22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

※本事業期間中における所要額を算出するが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

第7 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

(1)　建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
(2)　本事業の業務の補助等を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
(3)　事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
(4)　補助金の交付決定前に発生した経費
(5)　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108　号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
(6)　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第8 収益納付

本事業の完了により相当の利益を得たと認められる場合には、パソナ農援隊が定めるところにより、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、報告に係る年度の翌年度６月末日までにパソナ農援隊に報告するものとします。報告に基づき、事業実施主体が相当の利益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、納付を命じる場合があります。

第9 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和９年１月３１日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1. 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「申請書類等」という。）は、次のとおりとします。

(1)　補助事業申請書
(2)　補助事業計画書
(3)　補助事業計画書(概略版)
(4)　支出計画書
(5)　会社案内
(6)　直近３か年の決算書

(7) PL保険の写し
(8) 営業許可証の写し

なお、審査、交付などの各段階において、追加で資料提出を依頼する場合があります。

2. 申請書類等の提出期間

〈一次公募〉令和８年５月１日（金） ～ 令和８年５月２５日(月)

〈二次公募〉令和８年５月２７日（水） ～ 令和８年６月２２日(月)

〈二次公募〉令和８年６月２４日（水） ～ 令和８年７月１４日(火)

3. 申請書類等の提出に当たっての注意事項

(1) 申請書類等は、様式に沿って作成してください。
(2) 提出した申請書類等は、変更することができません。
(3) 申請書類等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
(4) 申請書類等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
(5) 申請書類等の提出は、以下に記載している電子メール宛にお願いします。尚、郵送、ＦＡＸ、持参による提出は受け付けません。

【提出先】suisan-ec@pasona-nouentai.co.jp(担当：横山・野中・鈴木)

(6) 提出後の申請書類等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
(7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用することはありません。
(8) 本事業に関する問合せは以下の通りとします。

【問い合わせ】株式会社パソナ農援隊　地域創生事業部

令和８年度水産加工品新開発マッチング事業 問合せ窓口

（担当：横山・野中・鈴木）

メール：suisan-ec@pasona-nouentai.co.jp

電　話：050-3818-0065（受付時間平日10:00-12:00、13:00-17:30）

第11　補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、パソナ農援隊が設置する審査委員会において、別表２の審査基準に基づく審査を行い、支援対象候補事業者を選定するものとします。選定結果の通知は各公募期間終了日から概ね１か月程度を予定しております。尚、補助金の交付は別途、必要な手続きを経て、正式に決定します。

第12 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては次の条件を遵守してください。なお、事業実施主体が行う行為は、事業実施主体の責任において行い、パソナ農援隊は、一切の責任を負わないものとします。

1. 事業の推進

事業実施主体は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

2. 補助金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第

１８号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。また、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

3. フォローアップ

本事業実施期間中、パソナ農援隊によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。
事業実施主体は、本事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければなりません。

4. 執行状況調査

本事業実施期間中、パソナ農援隊による事業の進捗状況、事業成果等に関する調査が実施されます。事業実施主体から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうかの調査を行います。したがって、調査の結果によっては、本事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求める、又は補助金の交付を中止することがあります。

5. 取得財産等の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（取得財産等）の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

(1) 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

(2) 処分制限期間においては、取得財産等のうち１件当たりの取得価額が５０万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、パソナ農援隊の承認を受けなければなりません。なお、パソナ農援隊が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

6. 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属します。また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体も含め、以下の条件を守っていただきます。

(1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、パソナ農援隊に報告しなければなりません。

(2) パソナ農援隊が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利をパソナ農援隊に許諾しなければなりません。

(3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、パソナ農援隊が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾しなければなりません。

(4) 本事業実施期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲

渡し、又は利用を許諾する場合には、事前にパソナ農援隊と協議して承諾を得なければなりません。

7. 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行わなければなりません。また、パソナ農援隊は、報告のあった事業成果を無償で活用できるほか、あらかじめ事業実施主体にお知らせをした上で公表できるものとします。また、事業成果の目標達成状況によって、改善計画の策定等の指導を行う場合があります。

第13 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) １００％同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第８条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。）

2. 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) １００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第14 公示

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、パソナ農援隊のホームページ（URL： ）に掲載されます。

別表１

公募要領第６の「補助対象経費」に掲げる各経費の内容は、以下のとおりとします。尚、補助事業を行うにあたり、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に要した経費であって、補助対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるもののみが対象となります。証拠書類とは、代表的には仕様書、見積書（合見積書）、発注書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書（振込明細書、通帳の写し等）となります。

区分	備考
① 旅費	事業を実施するために必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）とします。
②賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（試作、資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給、法定福利費）とします。
③交通費	事業を実施するために必要な出張を伴わない移動に係る経費とします。
④借損料	事業を実施するために必要な設備（機械装置・システム）や付随する機器等のリースに要する経費とします。尚、リースのための見積書、契約書等が確認できるもので、リース契約期間が補助事業の実施期間を超える場合の補助対象経費は、案分等により算出された当該補助対象期間分のみとなります。
⑤資料購入費	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する資料購入するための経費とします。
⑥通信運搬費	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する送料や郵送物等通信運搬に係る経費とします
⑦原材料等費	新商品の開発・試作等に要する原材料費とし、実際の製造の原料となる水産物の購入費は含まれないものとします。
⑧機械装置等費	事業を実施するために必要な設備（機械装置・システム）や付随する機器等の購入、据付等に要する経費とします。東日本大震災以降に設立された加工会社又は東日本大震災時よりも売上が回復した加工会社が対象です。
⑨検査費用	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する食品検査等に係る経費とします。
⑩設計・デザイン費	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する商品の設計やデザイン等を行うための経費とします。
⑪市場調査費	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する市場調査等を行うための経費とします。
⑫印刷費	新商品の開発・試作、流通体制や販売方法等の実証に際する印刷を行うための経費とします。

別表２

令和８年度水産業復興販売加速化支援事業のうち水産加工品新開発マッチング事業審査基準

	審査項目（採点基準）
実現性	① 実施目的及び市場ニーズの把握 商品開発・改良を行うにあたり、百貨店や高級スーパー、ECにむけた販路拡大をおこなうための戦略が描かれているか。また、その目的や、売上向上のための戦略やアプローチが明確になっているか。
	② 事業計画の妥当性 事業実施期間中に行う取組が具体的に描かれており、実現可能なスケジュールとなっているか。また、将来の姿まで含めた全体方針（出口戦略等）について具体的に描かれているか。
効果・波及性	① 事業実施に際するコスト・期間と成果の適切性 事業に要するコストや、期間に見合った成果が期待されるか。予算が合理的に計上されているか。
	② ターゲットの獲得 百貨店や高級スーパー、EC等への販売にむけ顧客層の意向や行動を喚起する可能性のある成果を得ることが期待できるか。また、事前に販売先と連携やマッチングした計画となっているか。
	③ 波及の可能性・公益性 本事業による取組は、被災地の水産物や地域産品を原材料等に使用するなど、水産加工業等の復興に資する効果が期待できるか。また、新たな市場の創出や規模拡大又は、地域連携等が見込まれるなどの水産業や地域経済への波及効果が期待できるか。
優位性・独創性	① 優位性 本事業で開発・改良する商品が、他商品等と比べどのような点で優れていると考えるのか、具体的に記載されているか。
	② 独創性 本事業で開発・改良する商品が、新しい顧客ニーズを発掘し、独創性のあるものとして考えられるか。